

横浜市は「特別自治市」を目指しています!

～「特別自治市」における区とは～



横浜市では、多くの課題に対応し、市民の皆様の暮らしをよりしっかりと支えていくために、新たな大都市制度「特別自治市」の実現に向けて取り組んでいます。「特別自治市」は、横浜市を分割して新たな自治体をつくるのではなく、市域内のことが市で完結する、横浜市の一体性を生かした効率的・効果的な制度です。

なぜ

大都市制度「特別自治市」が必要なの?

大都市横浜が抱える課題

●市と県の二重行政

市と県の間で、事務・権限が分かれていることにより、窓口が分散し、子育て支援、まちづくりなど様々な分野で非効率な二重行政が発生しています。

●不十分な税制上の措置

政令指定都市である横浜市は一般の市が行う事務に加え、県の事務の一部も担っています。しかし、仕事量に見合う税源が措置されず、不足額は横浜市が負担しています。

約 3,400億円

県の事務を
一部担うことによる
負担額

措置不足額
約 1,900億円

税制上の不足を補うために
政令指定都市が負担する額

措置額
約 1,500億円

政令指定都市全市の予算に基づく概算※

国・県道
管理経費の
一部のみ

●人口減少・超高齢社会の到来

●公共施設の老朽化対策

●国際競争力の低下

※出典：「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（平成28年度）」（指定都市）をもとに作成

新たな大都市制度「特別自治市」が課題を解決

- 二重行政を完全に解消
- 公平な税財源配分に見直し

市民の皆様への
行政サービスの向上

経済の活性化
横浜の経済活性化・
日本経済の成長エンジンに

税収・にぎわい
アップ！

子育て・教育

経済

生み出された財源などは、
行政サービスや成長分野へ投資！

投資！

まちづくり

文化・芸術

観光

二重行政や不十分な税制上の措置など、大都市横浜が抱える課題を解消し、行政サービスの向上と経済の活性化を実現することで、大都市も日本も継続して発展していくよう、政令指定都市制度に代わる新たな大都市制度「特別自治市」が必要です。

横浜市が目指す「特別自治市」とは？

市のサービス

国以外の仕事は、横浜市がすべて担います

県が市域で行っている事務と横浜市の事務を統合し、窓口を一本化するなど、市と県の二重行政を完全に解消します。

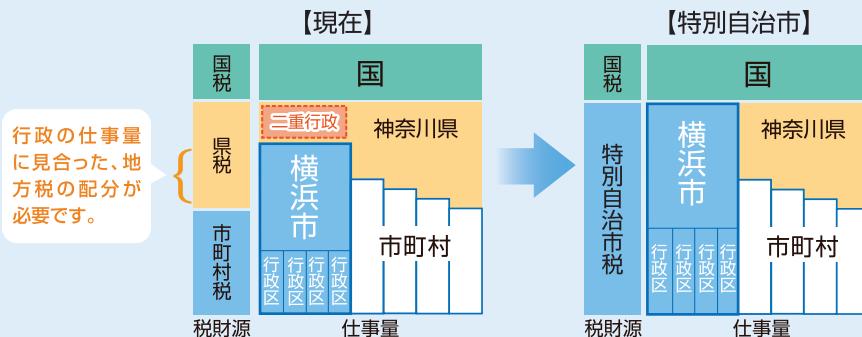
その結果、行政の無駄がなくなるため、市民の皆様のニーズに沿った、きめ細かな行政サービスをより迅速に提供できます。

市の税金

横浜市の役割・仕事量に見合った公平な税制にします

市域での国以外の仕事をすべて横浜市が行うため、市域内の地方税すべてを市民の皆様のために生かしていきます。

その結果、納めていただいた税金が皆様の暮らしのために使われていることをより実感できます。



近接市町村

県や近接市町村などと協力して行政を運営します

生活圏・経済圏など、影響が強く及ぶ周辺地域も含めた都市圏全体を考えて行政を運営していくことで、引き続き圏域の中核都市としての役割を果たします。

県や近接市町村とさらに連携協力を進めます。

区の姿

区役所機能・住民自治を強化します

横浜の都市の一体性を生かすため、東京の特別区のような新たな自治体を市内につくるのではなく、区の特性に応じた、効率的・効果的な行政運営を行います。

市民に身近な「地域の総合行政機関」として、また「地域協働の総合支援拠点」として、区役所の役割を拡充します。さらに、地域の特性や実情に応じた区行政を推進し、地域の課題やニーズなど、市民の皆様の意見を区行政に反映できるよう、住民自治を強化します。



「特別自治市」が実現すると

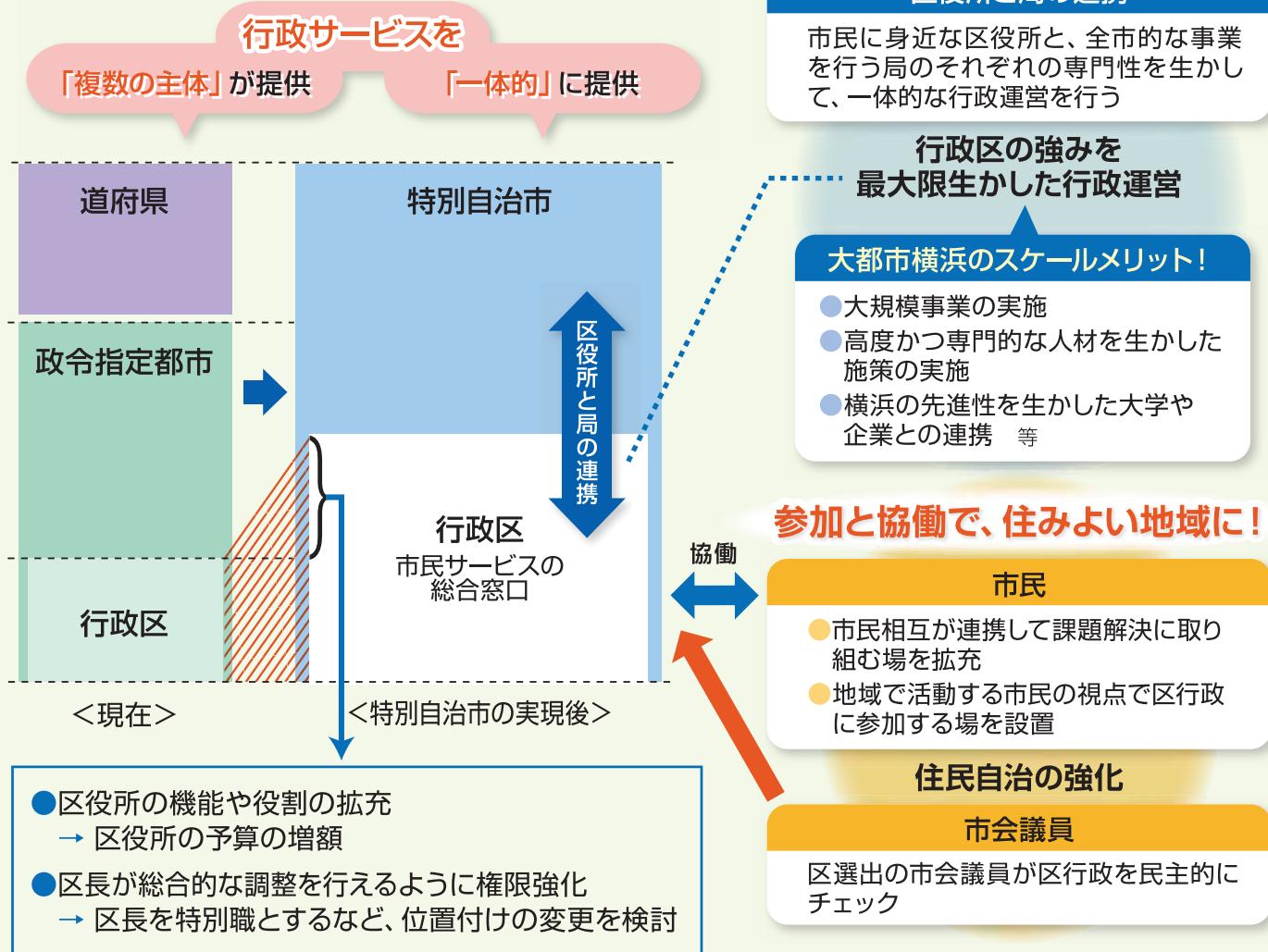


子育て支援、まちづくりなど、市民の皆様の暮らしに関わる様々な分野で、二重行政の無駄が完全になくなり、より効率的・効果的に行政サービスを提供できます。

また、大都市横浜にふさわしい権限と税財源を持つことができ、横浜市がさらに暮らしやすく活力あふれるまちになります。

「特別自治市」の区の姿

区役所は、市民・地域と向き合い、身近な行政サービスを提供し、地域の課題解決を支援します。また、行政区の強みである「区役所と局の連携」や「大都市横浜のスケールメリット」を最大限生かした、効率的・効果的な行政運営を行います。



<これまでの取組>

●全国に先駆け! 区役所機能の強化 <地域の総合行政機関としての区役所>

横浜市では、全国の政令指定都市に先駆け、区民の皆様に最も身近な区役所の機能強化に取り組み、行政サービスの向上を進めています。

・市民サービスに直結する部門を区役所へ編入

保健所・土木事務所を区役所へ編入し、よりきめ細かな行政サービスが可能に!

・地域における市民生活に密着した施策の展開

区役所と局が連携して「ヨコハマはG30*」「保育所待機児童ゼロ」等の施策を達成!

*平成22年度までに、ごみ量30%削減(対13年度比)を目標に、

市民・事業者の皆様との協働のもと、取組を進めた分別・リサイクル行動。

横浜市では保育所や道路・公園も区役所が担当しているんだね。

区役所が創意工夫して事業を行える予算もあるのね。

●進んでいます! 活発な地域活動と支援体制 <地域協働の総合支援拠点としての区役所>

市民の皆様が主体となって地域運営を行うため、協働による地域づくりの充実に向けた取組を進めています。

区役所に、地区ごとの担当制や地域支援チームをつくるなど、「地域と向き合う体制」を全区で整備。



地域の皆様による
課題解決に向けた
自主的、継続的な取組が
重要な基盤!

「特別自治市」における区では住民自治が一層強化されます！

「特別自治市」における区では、「区役所の機能強化・役割拡充、区長の権限強化」、「地域協働の取組や区行政への住民参画」、「市会議員による区行政の民主的チェック」という3つの取組を「三位一体」で行う必要があります。

それぞれの取組を同時にすることで、その効果が最大限に発揮され、その結果、住民自治が強化されます。

「三位一体」の取組

- 地域協働の取組
- 区行政への住民参画



- 区役所の機能強化・役割拡充
- 区長の権限強化



- 市会議員による区行政の民主的チェック



住民自治の強化

地域の特性に合った住みよいまちに！

詳しくは、『「特別自治市」制度における区のあり方（基本的方向性）』をご覧ください。

横浜 区のあり方

検索

地方自治をめぐる国の動向～地方自治法の一部改正～

政令指定都市制度の見直しなどを盛り込んだ「地方自治法の一部を改正する法律」が成立しました（平成28年4月施行）。主な内容をご紹介します。

<政令指定都市制度の見直しの概要>

(1) 区の役割の拡充【「都市内分権」による住民自治の強化】

- ・区の事務所（区役所）が分掌する事務を条例で定めます。
- ・区に代わって総合区を設け、議会の同意を得て選任される総合区長（特別職）を置くことができるようになります。

(2) 指定都市都道府県調整会議の設置【市と県の「二重行政」の解消】

政令指定都市及び都道府県の事務処理を調整するための協議の場として、指定都市都道府県調整会議を設置します。この調整会議で、市と県の二重行政解消に向けた協議を行います。

「特別自治市」の早期実現を目指し、市会での議論を経て、平成25年3月に横浜特別自治市大綱を策定しています。

横浜 大都市制度

検索

横浜市政局 大都市制度推進課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

TEL:045-671-2952 FAX:045-663-6561 平成27年11月発行

問合せ

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

